

「口座振替」で労働保険料等を納付している

労働保険事務組合の皆様へのお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が、令和2年6月1日～令和2年7月10日から、令和2年6月1日～令和2年8月31日まで延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日を、令和2年9月7日から令和2年10月13日に変更しましたのでご注意ください。

なお、第2期、第3期の口座振替納付日については、変更ありません。

《令和2年度 労働保険料等の口座振替納付日》

| 全期・第1期 | 第2期 | 第3期 |
|-----------------------------------|----------------------|---------------------|
| (変更前) 令和2年9月7日 | (変更なし) 令和2年11月16日 | (変更なし) 令和3年2月15日 |
| <u>(変更後)</u> <u>令和2年10月13日</u> | | |

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、「特例猶予を申請していない委託事業場の労働保険料等（一部猶予を申請する委託事業場がある場合は、当該委託事業場に係る納付可能な労働保険料等を含む。）」を、「令和2年8月31日まで」に、納付書により納付していただく必要があります。また、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあつては、第2期、第3期分は、納付書での納付となりますのでご注意ください。